# 職場における受動喫煙防止対策事業

平成26年8月

労働基準局安全衛生部労働衛生課(泉陽子課長)[主担当] 労働基準局安全衛生部環境改善室(濱本和孝室長)[担当]

## 1. 政策体系上の位置づけ

評価対象事業は以下の政策体系に位置付けられる。

#### 【政策体系】

基本目標:ディーセントワークの実現に向けて、労働者が安心して快適に働くことができ る環境を整備すること

施策大目標:安全・安心な職場づくりを推進すること

施 策 目 標: 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること(施策目標Ⅲ-2-1)

# その他、以下の事業と関連がある。

特になし。

#### 2. 事業の内容

#### (1) 実施主体

厚生労働省(本省)、都道府県労働局、労働基準監督署、受託者(一般競争入札(最低価格落札 方式)により選定。)

#### (2) 概要

#### (厚生労働省、都道府県労働局及び労働基準監督署)

新たな受動喫煙防止対策(事業者の努力義務による、全面禁煙・喫煙室設置による空間分煙等の事業者・事業場の実情に応じた適切な措置)について、厚生労働省(本省)において周知用資料等を作成・配布し、都道府県労働局及び労働基準監督署を通じて周知啓発を行い、新たな受動喫煙防止対策の普及を図る。また、喫煙室を設置する中小規模事業場に対し、申請・審査を経て受動喫煙を防止するための設備(例:喫煙室等)の設置に係る費用の一部を助成する。

#### (受託者)

事業場からの喫煙室設置等に係る技術的な問い合わせに対して、コンサルタント等の専門家による電話対応を一元的に行い、必要に応じて全国各地のコンサルタントが担当区域内の事業場を訪問して指導及び助言を行い、空間分煙で対策を行う方針の事業場に対して、上記助成金の案内を行う。さらに、経営者・安全衛生担当者等を対象に職場の受動喫煙防止対策に関する説明会や出前講座を行い、技術的な面について周知啓発を行う。

また、職場のたばこ煙の濃度や喫煙室の効果を測定するための機器の貸し出しを行うとともに、事業場に有効な測定方法の指導を実施する。

# (3)目標

受動喫煙防止対策についての周知啓発及び事業場からの相談対応等を行うことにより、有効な 受動喫煙防止対策を講じている事業所の割合を増加させ、さらに職場で受動喫煙を受けている労 働者の割合を減少させる。

## (4) 予算

会計区分: 労働保険特別会計 労災勘定

平成27年度予算概算要求額:1,137百万円

職場における受動喫煙防止対策事業全体に係る予算の推移:

(単位:百万円)

23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	
431	740	910	857	

#### 3. 事前評価実施時における状況・問題分析(平成22年度)

#### (1)状況分析

職場における受動喫煙防止対策については、平成4年以降、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に定められた快適職場形成の一環として進められてきているが、その後、健康増進法(平成14年法律第103号)が平成15年に施行され、平成17年2月に「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」(以下「たばこ規制枠組条約」という。)が発効するなど、受動喫煙を取り巻く環境は変化している。また、受動喫煙の有害性に関する知識の普及や健康志向の強まりなどから、職場における受動喫煙に対する労働者の意識も高まりつつある。

このような状況を踏まえ、今後の職場における受動喫煙防止対策の在り方について、平成21年7月より「職場における受動喫煙防止対策に関する検討会」を開催して議論を行い、平成22年5月に検討会報告書が取りまとめられたところである。報告書においては、受動喫煙防止対策に取り組むことは事業者の義務とすべきとされ、具体的な対策として、一般の事務所や工場においては全面禁煙又は喫煙室設置による空間分煙(以下「空間分煙」という。)とすることが、また、顧客の喫煙により全面禁煙又は空間分煙が困難な飲食店等であっても、換気等により可能な限り労働者の受動喫煙の機会を低減させることが必要とされている。

# (2) 問題点

職場の受動喫煙防止について、労働者の健康確保の観点から(1)後段にある対策が必要と指摘されている中で、直近の平成19年労働者健康状況調査では、全面禁煙又は空間分煙で受動喫煙防止対策に取り組んでいる事業所の割合は46%に留まっており、また、同調査で職場で受動喫煙を受けていると回答した労働者の割合は65%となっている。

## (3)問題分析

職場における受動喫煙対策が進まない背景として、「社内の合意が得られない」「取り組む必要を感じない」という問題があり、特に中小企業における資金面の問題については、国による財政的支援が必要であると指摘されている。

## (4) 事業の必要性

受動喫煙による健康への悪影響については、国内外の研究により科学的に明らかであり、また、 (1)~(3)を踏まえると、本事業は事業場における受動喫煙防止対策の取組を適切に推進するために重要であり、労働者を受動喫煙から保護するため対策を推進する必要がある。

## 4. 事前評価の概要(必要性、有効性、効率性)

### (1) 必要性の評価

以下の考察を行った結果、本事業は国が主導的立場に立って実施する必要性が認められる。

- ① 法令に基づく新たな規制の制定であり、規制内容の説明等については、制度を担当する行政機関が行う必要がある。
- ② 労働安全衛生法に基づく職場の受動喫煙防止対策の実施に係る事項であり、地方自治体に当該事業を担当する部署が存在しないため、国が実施する必要がある。(ただし、技術的な相談に対する相談対応や機器の貸出しは国が主導して実施しつつ民間のノウハウを活用することが適当と考えられるため、民間に委託することとする。)
- ③ 民間、地方自治体等に類似の事業(喫煙室設置に対する融資事業)はあるが地域や業種が限定されており、経営基盤の脆弱な中小企業における利便性がより高い本事業が必要である。なお、他省庁等に類似の事業は確認できない。

### (2) 有効性の評価

職場における受動喫煙防止対策の周知啓発、喫煙室の助成、喫煙室設置に係る相談対応等を実施することで、職場における全面禁煙、分煙が推進され、労働者の受動喫煙を受ける機会が減少し、労働者の健康の保持増進に効果があり、有効であると考えられる。

#### (3) 効率性の評価

本事業では、指導、助言を行うに当たって実際に事業場を訪問する必要がある場合には、全 国各地のコンサルタントが担当する事業場を訪問することとしており、コンサルタントの移動 コスト低減を図ることができることに加え、既に専門技能を有するコンサルタントを活用する ことにより行政が専門家を養成するコストを省くことができる点で効率的である。さらに、相 談対応により当該事業場における問題点を洗い出し、空間分煙での対策を希望する事業者に対し て喫煙室設置の助成を案内することとしており、高い効率性が発揮されることが期待される。

### 5. 事後評価実施時における現状・問題分析

# (1) 現状分析

職場における受動喫煙防止対策については、受動喫煙の害に対する労働者の理解の進展や本事業における各種支援により着実に進んでおり、直近の平成24年度では、全面禁煙又は空間分煙で受動喫煙防止対策に取り組んでいる事業所の割合は61%に上昇しており、職場で受動喫煙を受けていると回答した労働者の割合は52%に低下している。

# (2)問題点

職場における受動喫煙防止対策は着実に進展しているものの、依然として4割弱の事業場において有効な対策が講じられておらず、また、半数の労働者が受動喫煙を受けている現状を鑑みると、引き続き本事業による経済的・技術的な支援が必要である。

### (3) 問題分析

平成24年「労働者健康状況調査」によると、職場の受動喫煙防止対策を進めるにあたり「受動喫煙に対する喫煙者の理解が得られない」「顧客に喫煙をやめさせるのが困難である」「喫煙室を設けるスペースがない」「対策のための資金がない」という問題を事業者は抱えており、これらが職場における受動喫煙防止対策を講じる上で問題になっていると考えられる。

# (4) 事業の必要性

(1)~(3)を踏まえ、職場の受動喫煙防止対策は着実に進んでいるものの、依然として経済的・技術的な支援や周知啓発が必要と認められることから、引き続き、本事業による支援を実施する必要がある。

### (現状・問題分析に関連する指標)

		21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
1	職場で受動喫煙を受けている労働者の割合		_	_	51.8%	_
2	全面禁煙又は空間分煙で受動喫煙対策に 取り組んでいる事業 所の割合		_	47.5%	61.4%	_

(調香名・資料出所、備考等)

平成23年:厚生労働省大臣官房統計情報部「労働災害防止対策等重点調査」

平成24年:厚生労働省大臣官房統計情報部「労働者健康状況調査」

## 6. 事後評価の内容(必要性、有効性、効率性等)

#### (1)有効性の評価

# ①政策効果が発現する仕組み(投入→活動→結果→成果)

職場における受動喫煙防止対策の周知啓発、受動喫煙を防止するための設備の設置に対する 助成、技術的な相談対応、職場環境を把握するための測定機器の貸与

- → 事業場が職場における全面禁煙や空間分煙等の有効な対策を講じる
- → 労働者が受動喫煙を受ける機会が減少する
- → 労働者の健康の保持増進

#### ②有効性の評価

直近の平成24年度の指標において、全面禁煙又は空間分煙で受動喫煙防止対策に取り組んでいる事業所の割合は61%に上昇しており、職場で受動喫煙を受けていると回答した労働者の割合は52%に低下しているため、職場における受動喫煙防止対策が着実に進展しているものと評価できる。

# ③事後評価において特に留意が必要な事項

平成 26 年 6 月 25 日に公布された「労働安全衛生法の一部を改正する法律」において、①職場の受動喫煙を防止するため、事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講じることを事業者の努力義務とすること、②国が受動喫煙防止対策のための設備の設置の促進など必要な援助に努めることが規定された。これは、事前評価時には労働安全衛生法の一部改正を行い全面禁煙や喫煙室設置による空間分煙等を事業者の義務にすることを予定していたが、その後の取り巻く状況の変化なども踏まえて、再度労働政策審議会で審議を行い、義務化され国の支援がなくなるとかえって中小企業事業主における取り組みが進まなくなるおそれがあるという意見も踏まえたものである。

#### (2) 効率性の評価

#### ①効率性の評価

以下の点から、職場における受動喫煙防止対策を推進する上で効率性は高いものと期待される。

- ① 実際に事業場を訪問して指導・助言を行う必要がある場合には、各都道府県における事業場の最寄りのコンサルタントが訪問しており、移動コスト低減を図っていることに加え、既に専門技能を有するコンサルタントを活用することにより行政が専門家を養成するコストを省くことができている。
- ② ①の相談対応により当該事業場における問題点を洗い出し、空間分煙での対策を希望する事業者に対して喫煙室設置の助成制度を案内し、実際に助成が行われている。
- ③ 職場のたばこ煙の濃度や喫煙室の効果を測定するための機器の貸し出しについて、職場の現状把握や意識の高揚だけでなく、喫煙室設置の助成制度の実績報告時の測定にも活用されている。

# ②事後評価において特に留意が必要な事項

特になし。

### (3) その他(公平性、優先性等評価すべき視点があれば記載)

技術的な相談対応や測定機器の貸与については、地域の偏重なく全国すべての事業場からの問い合わせに対応可能な体制を整えており、また、費用はすべて無料なため、公平性は確保されている。また、受動喫煙を防止するための設備の設置に対する助成については、特に対策が遅れており、経済的支援が必要と考えられる中小企業事業主に限って助成を行っている。

## (4) 評価の総括(必要性の評価)

本事業を実施することにより、全面禁煙又は空間分煙で受動喫煙防止対策に取り組んでいる事業所が増加し、職場で受動喫煙を受けていると回答した労働者の割合は減少するなど、職場の受動喫煙防止対策は着実に進展しているものの、未だ4割弱の事業場において有効な対策が講じられておらず、また、半数の労働者が受動喫煙を受けている現状を鑑みると、引き続き本事業による経済的・技術的な支援を実施していく必要がある。

ただし、本事業の喫煙室設置の助成の予算執行率は平成25年度で約50%であり、また、実地における相談対応数や測定機器の貸与数も目標数に達しておらず、より申請数・活用数が増加するよう、所要の見直しや一層の周知啓発を図るものとする。

# 7. 事後評価結果の政策への反映の方向性

平成27年度予算概算要求においては、平成26年6月25日に公布された労働安全衛生法の一部を改正する法律の中に受動喫煙防止対策について国が必要な支援を行うことが明記されたことや過去3年度分の実績等を踏まえ、以下のとおり事業内容を見直した上で、所要の予算を要求する。

- ① 喫煙室設置の助成は上記改正法の趣旨を踏まえ、より効果的な支援の観点から、屋内全面禁煙のために屋外喫煙所を設置する事業者に対する助成を追加する。
- ② 技術的な相談対応については、過去3年度分の実績等を踏まえ、適切な相談受付数とする。
- ③ 測定機器の貸与については、現在貸し出しを実施している粉じん計・風速計について、 過去3年度分の実績等を踏まえ、適切な貸し出し数とするとともに、事業の利用者から要 望が高い一酸化炭素計・臭気計の貸し出しを開始する。

# 8. 評価指標等

指標と目標値(達成水準/達成時期)

アウトカム指標

	1 / 1 - 14   141					
		21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
1	「事業所全体を禁煙にしてい			47.5%	61.4%	-
	る」又は「喫煙室を設けそれ以					
	外を禁煙にしている」といった					
	有効な対策を講じている事業					
	所の割合(平成 19 年度調査					
	(46.3%) より増加/平成 24					
	年度)					
	達成率	<del></del>			達成	
2	喫煙対策の改善を職場に望む	_	_	30.8%*1	調査未実施	_
	労働者の割合(平成 19 年度調					
	査(92.2%)より減少/平成					
	24 年度)					
	達成率	<u>—</u>	—	達成と判断	判定不能	<del></del>
				<b>*</b> 1		
3	職場で受動喫煙を受けている		_	_	51.8%	_
	労働者の割合(平成 19 年度調					
	査(65.0%)より減少/平成					
	24 年度)					
	達成率	—		—	達成	

#### 【調査名・資料出所、備考等】

平成23年:厚生労働省大臣官房統計情報部「労働災害防止対策等重点調査」

平成24年:厚生労働省大臣官房統計情報部「労働者健康状況調査」

※1 「喫煙対策の改善を職場に望む労働者の割合」については、平成19年以降調査が実施されていないため、平成23年度の調査における「職場での受動喫煙防止対策の有無」の項目で「講じられているが不十分である」又は「講じられていない」と回答した労働者の割合で判定した。

# アウトプット指標

		21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
4	監督署における説明会開催率	_	_	36.1%	100%	
	(100%/平成 23 年度)					
	達成率	<del></del>	<del></del>	36.1%	100%	_

#### 【調査名・資料出所、備考等】

厚生労働省労働基準局安全衛生部調べ

※2 効果的な周知啓発の観点から、平成25年度から委託事業により周知啓発のための説明会を実施することとしている。

# 9. 特記事項

## (1) 国会による決議等(総理答弁及び附帯決議等含む)の該当

1 有•無

### 2 具体的記載

平成26年6月25日に公布された「労働安全衛生法の一部を改正する法律」において、①職場の受動喫煙を防止するため、事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講じることを事業者の努力義務とすること、②国が受動喫煙防止対策のための設備の設置の促進など必要な援助に努めることが規定された。

また、第186回国会における同法律案の審議において、衆議院・参議院において、「受動喫煙の防止のための設備の設置を促進するための援助に必要な予算措置を講じ、中小企業に対する支援に努める」旨の附帯決議がなされている。

# (2) 各種計画等政府決定等の該当

1 有•無

# ② 具体的記載

平成24年6月8日に閣議決定された「がん対策推進基本計画」及び平成24年7月10日付け大臣告示「21世紀における国民健康づくり運動(第2次健康日本21)」において、「平成32年までに受動喫煙のない職場の実現」という目標を掲げている。

また、平成25年2月25日に策定した「第12次労働災害防止計画」において「平成29年までに受動喫煙を受けている労働者の割合を15%以下にする」という目標を定めており、受動喫煙の健康への有害性に関する理解を図るための教育啓発や事業者に対する効果的な支援により目標を達成することとしている。

- がん対策推進基本計画 http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/gan\_keikaku.html
- 21世紀における国民健康づくり運動(第2次健康日本21)
  <a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\_iryou/kenkou/kenkounippon2">http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\_iryou/kenkou/kenkounippon2</a>
  1. html
- 第 12 次労働災害防止計画 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei21/index.html

#### (3) 審議会の指摘

1 有•無

#### ② 具体的内容

平成25年12月24日の労働政策審議会建議「今後の労働安全衛生対策について」において、「平成22年の建議に基づく労働安全衛生法の一部を改正する法律案を踏まえつつ、一部の事業場での取組が遅れている中で全面禁煙や空間分煙を事業者の義務とした場合、国が実施している現行の支援策がなくなり、その結果かえって取組が進まなくなるおそれがあるとの意見が出されたことにも十分に留意し、また、建議後に受動喫煙防止対策に取り組んでいる事業場が増加しているこも勘案し、法案の内容を検討することが適当である」とされている。

○平成 25 年 12 月 24 日 労働政策審議会 建議 http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000033063.html

(4)研究会の有無
① 有•無
② 研究会において具体的に指摘された主な内容
(5)総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当
① 有•無
② 具体的状况
(6)会計検査院による指摘
① 有·無
<ul><li>② 具体的内容</li></ul>
(7) その他